

東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第 6 1 号

東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市難病患者福祉手当条例施行規則（昭和５５年規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条の３第１号及び第２号中「３，６６１，０００円」を「３，７５８，０００円」に改める。

第２条の５第２項第１号中「又は第１０号の２」を「、第１０号の２又は第１２号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第１号様式（表）中 「社会保険料控除」 を 「特定親族特別控除」 に、

寡婦控除	勤労学生控除
円	円
ひとり親控除	
円	

を

社会保険料控除	ひとり親控除
円	円
寡婦控除	勤労学生控除
円	円

に改める。

第６号様式の２（表）中 「社会保険料控除」 を 「特定親族特別控除」 に、

寡婦控除	勤労学生控除
円	円
ひとり親控除	
円	

を

社会保険料控除	ひとり親控除
円	円
寡婦控除	勤労学生控除
円	円

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の第２条の３及び第２条の５第２項の規定は、令和８年８月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年７月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、改正前の東大和市難病患者福祉手当条例施行規則第１号様式及び第６号様式の２による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。